

新型コロナウイルス感染症対策で使える制度 第8版

2021.3.16

個人・事業主向け 支援策・相談窓口

※この情報は、3/16現在のものです、変更することもあります。

支援策全般	越谷市の新型コロナウイルスに関連する支援策全般について問い合わせ先を案内	新型コロナウイルスに関する支援策の総合案内ダイヤル (コールセンター) 048-963-9326 (平日8:30~17:15)		
越谷市の独自支援策	越谷市感染予防対策協力金について 協力金：1店舗あたり14万円(協力期間:令和2年12/4~/17) 対象者：埼玉県感染防止対策協力金の交付決定事業者	産業支援課 048-967-4680 (平日8:30~17:15)	▶	
	介護施設新規入所者PCR検査について 対象施設：市内の高齢者向け入所施設88施設への入所予定者	介護保険課 048-963-9305 (平日8:30~17:15)	▶	
	ひとり親世帯臨時特別給付金再支給について 1世帯あたり5万円、第2子以降1人あたり3万円 ※コロナの影響による急減世帯は申請の上5万円(2/26まで)	子育て支援課 048-963-9166 (平日8:30~17:15)	▶ 追加給付について	
	自宅療養者食事支援事業について コロナ感染症患者のうち自宅療養の軽症者等の食費として1日4500円を上限に補助(同一世帯2人目以降3000円)	保健総務課 048-973-7531 (平日8:30~17:15)	▶	
	新生児特別定額給付金について 令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた新生児1人につき10万円	市民健康課 048-960-1100 (平日8:30~17:15)	▶	
	経営支援窓口の設置 予約制・無料 中小企業診断士による各種施策等の活用支援や申請サポート 経営課題の相談など、事業継続に向けた支援	越谷市産業雇用支援センター 二番館 予約受付(平日9:00~12:00、13:00~17:00) 048-967-2424 相談時間(祝日除く月・火・水・金9:00~12:00、13:00~16:00)	▶	
	雇用緊急対策 内定取り消し・解雇者に、会計年度任用職員募集	人事課 048-963-9132 (平日8:30~17:15)	▶	
給付 個人向け	住居確保給付金の支給について 離職等により住居を失った・失う恐れがある方への給付	生活自立相談「よりそい」(生活福祉課) 048-963-9212 (平日9:00~17:00)	▶	
個人融資	個人向け融資相談について 無利子・連帯保証人不要、据置期間：1年以内 ※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる 緊急小口資金(休業者向け) 総合支援資金(失業者向け)	越谷市社会福祉協議会 048-966-2251 (平日8:30~17:15) 緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999 (平日・休日9:00~21:00)	▶	
給付 事業主向け	中小企業・個人事業主への一時支援金について 対象：飲食店取引先や外出自粛等の影響を受けた事業者 ※時短営業の要請を受けている飲食店は給付対象外 要件：1~3月のいずれかの売上が前年比50%以上減少 法人・最大60万円、個人事業主等・最大30万円(給付額：前年又は前々年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上×3ヶ月) フリーランス、新規事業者、寄付型NPO法人は3/19~受付開始	一時支援金事務局 相談窓口 0120-211-240 (平日・休日8:30~19:00)	▶	
	雇用調整助成金について 1人1日15,000円を上限、額助成率最大10分10 非正規社員・新入社員も対象	学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 (平日・休日9:00~21:00)	▶	
	小学校休業等対応助成金について 従業員に子どもがいる場合1日あたり15,000円上限に助成 フリーランスの場合1日あたり7,500円(定額)助成	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について 労働者に直接給付、休業前賃金の80%を月額上限33万円 で支給 大企業のシフト制・登録型派遣等で働く方々も対象! 大学・高校生のバイトも対象(雇用契約必要) 申請書類：①運転免許証等の本人確認書類②通帳の写しなど振込先口座を確認できる書類③給与明細などの休業前・休業中の賃金の支払状況を確認できる書類	新型コロナウイルス感染症対応休業 支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 月~金 8:30~20:00、土日祝 8:30~17:15	▶
	埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金 賃借人(テナント)に対する支援 対象者：県内中小企業者・個人事業主等 交付要件：5~12月の売上高前年同月比で1か月でも50%以上減少or連続する3か月合計が30%以上減少 支払家賃の1/15支給(6か月分) 上限20万円	埼玉県中小企業等支援相談窓口 0570-000-678 (平日・休日9:00~18:00)	▶	

小さな声を聴く力 公明党 (ご相談はお気軽に)

公明党越谷市議団のホームページもご覧ください ▶ <http://koshigaya-komei.com>